

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、地方税に関する賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の概要	さつま町では、地方税法及びさつま町税条例、さつま町国民健康保険税条例に基づき、賦課事務及び収納、滞納整理事務を行っている。 【個人住民税】 地方税法等に基づき、原則として1月1日現在で町内に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の町民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 【法人住民税】 地方税法等に基づき、町内に事務所や事業所などがある法人等に対して法人住民税を課税している。税額は法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割がある。 【固定資産税】 地方税法等に基づき、1月1日現在で町内に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税し、徴収する。 【軽自動車税】 地方税法等に基づき、毎年4月1日（賦課期日）現在で、町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。 【国民健康保険税】 地方税法等に基づき、国民健康保険の被保険者に対して、国民健康保険税を課税している。また、低所得者等に関しては、申請に基づいて国民健康保険税を減免する。 【総合収納事務】 地方税法等に基づき、個人住民税などの地方税に関する各賦課業務で発生した調定額を引き継ぎ、税金の徴収に係る事務を行う。間違って納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納（還付）したり、他の未納や滞納に充てる（充当）等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金を納付していない場合は、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。また地方税法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、国税徴収法等に基づき、税を納期限までに納付しなかった住民に対して、滞納者の実態に応じて、徴収緩和の方向で処理するか、滞納処分の方向で処理するかを決定し、徴収するまでの進行状況を管理する事務を行う。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 法人住民税システム 3. 固定資産税システム 4. 軽自動車税システム 5. 国民健康保険税システム 6. 収納管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル (2)法人住民税情報ファイル (3)固定資産税情報ファイル (4)軽自動車税情報ファイル (5)国民健康保険税情報ファイル (6)総合収納情報ファイル (7)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 第24項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠): 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表における情報照会の根拠): 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 税務課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 税務課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. Acrocity法人住民税 3. Acrocity固定資産税 4. Acrocity軽自動車税 5. Acrocity国民健康保険税 6. Acrocity総合収納 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー	1. 個人住民税システム 2. 法人住民税システム 3. 固定資産税システム 4. 軽自動車税システム 5. 国民健康保険税システム 6. 収納管理システム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバー	事後	
平成29年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税情報ファイル (2)法人住民税情報ファイル (3)固定資産税 (4)軽自動車税 (5)国民健康保険税 (6)総合収納情報ファイル (7)送付先情報ファイル	(1)個人住民税情報ファイル (2)法人住民税情報ファイル (3)固定資産税情報ファイル (4)軽自動車税情報ファイル (5)国民健康保険税情報ファイル (6)総合収納情報ファイル (7)送付先情報ファイル	事後	
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成29年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年9月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 ④. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 丸田 忠	税務課長 下田 良二	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項)	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長 下田 良二	税務課長	事後	
令和1年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策	—	リスク対策の評価実施	事後	
令和2年6月29日	I 関連情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項)	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	事後	
令和2年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	I 関連情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項)	事後	
令和4年6月29日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法 第9条第1項 別表 第24項	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) (別表第二における情報照会)の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠):上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表における情報照会の根拠):上記命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項	事後	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	